

## (仮称) フレスコキクチ名取増田店の届出概要について

## (法第5条第1項 新設)

- 1 届出者 フレスコ株式会社
- 2 届出年月日 令和3年2月26日
- 3 店舗の名称 (仮称) フレスコキクチ名取増田店
- 4 店舗設置者 フレスコ株式会社 代表取締役 菊地 盛夫  
福島県相馬市中村字宇多川町17番地
- 5 店舗所在地 名取市増田九丁目140番2 外
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称, 店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
フレスコ株式会社	1, 691 m <sup>2</sup>	生鮮食品, 一般食品, 雑貨, その他生活関連商品
計	1, 691 m <sup>2</sup>	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和3年10月27日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数 70 台 (指針による必要台数: 67台)
- (2) 駐輪場の収容台数 30 台 (指針による参考台数: 48台)
- (3) 荷さばき施設の面積 96 m<sup>2</sup>
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 30.9 m<sup>3</sup> (指針による必要容量: 12.2 m<sup>3</sup>)

- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 開店時刻及び閉店時刻 午前8時30分から午後9時50分まで
- (2) 駐車場の利用時間帯 午前8時から午後10時まで
- (3) 駐車場の出入口の数 2箇所
- (4) 荷さばき実施時間帯 午前6時から午後10時まで

## 10 事務手続き等

- ・公告年月日 令和3年3月10日
- ・縦覧期間 公告の日から令和3年7月12日まで  
(公告の日から4か月間)
- ・地元説明会 新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催不能として整理。

→代替の周知方法: 新聞折り込みチラシ及び計画地での掲示

- ・大規模小売店舗立地専門委員会 令和 3年 3月23日
- ・市町村等からの意見書提出期限 令和 3年 7月12日 (公告の日から4か月以内)
- ・県の意見の通知期限 令和 3年10月26日 (届出の日から8か月以内)